

富山市住宅用太陽光発電システム Q&A

※この Q&A において、富山市住宅用太陽光発電システム設置補助金は「設置補助金」
住宅用太陽光発電システムは「システム」といいます。

Q1 補助の対象となるのはどのような場合ですか？

A1 富山市にお住まいの方で、自ら居住している住宅等に出力 2kW 以上のシステムを設置された方です。以下のような場合は補助の対象外ですのでご了承ください。

- ・申請者がアパート等の大家で、大家自身が居住していないアパート等にシステムを設置する場合。
- ・申請者の居住地が、システムを設置した住宅等の住所とは異なる場合。
- ・富山市内にある別荘（所有はしているが実際に居住していない住宅等）にシステムを設置した場合。
- ・申請者の住宅等に隣接する事業所にシステムを設置し、事業所名義で系統連系を行っている場合。

なお、自ら居住している住宅等かどうかは、住民票や運転免許証で確認します。実際にシステムを設置した住宅に住んでいる場合でも、住民票や運転免許証の住所がそれと異なる場合は補助に対象とはなりません。

Q2 電力会社との系統連携の契約名義と、システムの購入者が異なる場合は補助の対象ですか？

A2 富山市の補助金交付要綱では、「システムを設置し、電力会社の系統に連系した者」となっています。したがって、システムの購入者が、電力会社と系統連系の契約をしなければ補助の対象とはなりません。

Q3 モデルハウスにシステムを設置した場合は補助の対象となりますか？

A3 自ら居住しておられる住宅等ではないため、補助の対象とはなりません。

Q4 設置補助金申請の受付はいつまでですか？

A4 原則、年度末の 3 月 31 日までです。ただし、やむをえない理由（3 月末に電力会社と系統連系し、提出書類をそろえるために時間を要した場合など）がある場合は、同年 4 月 30 日まで受け付けします。その際は、3 月 31 日までに申請できなかった理由を記載した理由書（理由書のフォーマットはホームページ内でダウンロード可能です）を申請書類一式と併せて提出していただくことになります。事前の理由書の提出は必要ありません。必要書類を揃えたら、すみやかに申請していただきますようお願いいたします。

Q5 事前申請は必要ですか？

A5 事前申請は不要です。電力会社との系統連系完了後に申請してください。

Q6 新築工事と同時にシステム設置工事をしたので、契約書や領収証の金額にシステム以外の金額も含まれている場合はどうすればいいですか？

A6 住宅新築時など、新築住宅工事金額にシステム設置にかかる費用が含まれていて契約書及び領収書にシステム設置金額が明記されていない場合や、契約書及び領収書に設置費用以外の金額が明記されている場合は、契約時の見積書や領収書の内訳書等のシステムにかかる設置費用が明確に分かるものを提出してください。

Q7 システムの増設をしましたが、補助の対象になりますか？

A7 以前に設置補助金の交付を受けている場合は申請できません。

以前に設置補助金の交付を受けていない場合は、増設分が設置補助金の補助要件に適合すれば補助の対象になります。

Q8 その他の申請に必要な書類について

A8・写真について

モジュール（パネル）を設置した箇所の全体がわかる写真、パワーコンディショナーの設置箇所の写真等をカラー写真にてご提出ください。

L版の写真など、他の申請書類と異なる大きさの場合は、A4の用紙に貼り付けていただくか、裏面に申請者の氏名を記入してください。（どなたの写真か分からなくなるため）。

・印鑑について

申請書類には、全て同じ印鑑を押してください。（シャチハタは不可）。実印や銀行印でなくても構いません。